

融資制度

日本政策金融公庫等の既往債務の借換を含む新たな融資に対応する制度もございます。詳しくは当所までお問合せください。

新型コロナウイルス感染症特別貸付 《コロナ特貸》			申込窓口／ 日本政策金融公庫 (米沢商工会議所)								
貸付対象者 (融資を受けられる方)	利率／通常(引下げ要件等)		限度額	期 間 (据置期間)	備 考						
最近1カ月の売上高が前年または前々年の同月と比較して 5%以上減少 している方 ※ただし、業歴1年1ヵ月未満の場合は、最近1カ月の売上高の比較方法が異なります。	3年間 無利子 要申請	3,000万円を限度に 無利子となる利子補給要件 <table border="1"> <tr> <td>小規模事業者</td> <td>中小企業者</td> </tr> <tr> <td>個人 要件無し</td> <td>▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人 ▲15%以上</td> <td>▲20%以上</td> </tr> </table>	小規模事業者	中小企業者	個人 要件無し	▲20%以上	法人 ▲15%以上	▲20%以上	6,000万円 (別枠)	設備20年以内 (据置5年以内) 運転15年以内 (据置5年以内)	利子補給要件の売上高比較は、最近1ヵ月を含めた3ヵ月間のうちいずれかの1ヵ月で比較。別途、 <u>利子補給の申請が必要です</u> 。 中小企業庁のHPにてご確認ください。
		小規模事業者	中小企業者								
個人 要件無し	▲20%以上										
法人 ▲15%以上	▲20%以上										
上記要件に該当しない場合 3,000万円を限度に当初3年間 0.46% ★4年目以降 1.36%											
マル経融資(小規模事業者経営改善資金) 《コロナマル経》			申込窓口／ 米沢商工会議所 (日本政策金融公庫)								
貸付対象者 (融資を受けられる方)	利率／通常(引下げ要件等)		限度額	期 間 (据置期間)	備 考						
最近1カ月の売上高が前年または前々年の同月と比較して 5%以上減少 している 下記の方 ※小規模事業者 商業・サービス業(宿泊業を除く)は、従業員が5人以下、それ以外の業種は、従業員20人以下 商工会議所の経営指導と推薦が必要です	3年間 無利子 要申請	無利子となる利子補給要件 個人/要件無し 法人/売上高▲15%減少 ★4年目以降 1.21% 米沢市利子補給制度対象	1,000万円 (別枠)	設備10年以内 (据置4年以内) 運転7年以内 (据置3年以内)	利子補給要件の売上高比較は、最近1ヵ月を含めた3ヵ月間のうちいずれかの1ヵ月で比較。別途、 <u>利子補給の申請が必要です</u> 。中小企業庁のHPにてご確認ください。 また、 <u>米沢市へ利子補給の申請も別途必要</u> です。 利子補給には別途米沢市への申請が必要です。						
		法人で売上高▲15%減少しない場合 当初3年間 0.31% ★4年目以降 1.21% 米沢市利子補給制度対象									
山形県商工業振興資金 《地域経済変動対策資金》			申込窓口／ 県内金融機関								
貸付対象者 (融資を受けられる方)	利率／通常(引下げ・要件等)		限度額	期 間 (据置期間)	備 考						
最近1カ月の売上高が前年同月と比較して減少し、かつ以後2ヵ月の売上高が前年同月と比較して減少することが想定される方 ※山形県の認定が必要 ※保証料は県・市の補給により負担なし	無利子	最近1カ月の売上高が 50%以上減少 し、かつ以後2ヵ月の売上高が 30%以上減少	2億円 (運転のみ)	運転10年以内 (据置2年以内)	【経済変動事象】 ・新型コロナウイルス 令和2年2月25日～(3/24から要件緩和等) ・無利子となるのは、令和2年8月31日まで ※無利子でご利用いただけない場合、米沢市の利子補給制度をご利用いただけます。(別途、申請が必要です)						
		最近1カ月の売上高が 30%以上減少 し、かつ以後2ヵ月の売上高が 30%以上減少	5,000万円 (運転のみ)								
		上記要件に該当しない場合 1.6%(固定) 米沢市利子補給制度対象									
山形県新型コロナウイルス感染症対応資金			申込窓口／ 県内金融機関								
貸付対象者 (融資を受けられる方)	利率／通常(引下げ・要件等)		限度額	期 間 (据置期間)	備 考						
新型コロナウイルス感染症対応資金にて、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用した場合、右記の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。	保証料 ゼロ・ 3年間 金利 ゼロ	個人事業主(事業性あるフリーランス含む、小規模のみ) 売上高5%以上減少 (セーフティネット保証5号他取得)	3,000万円 (運転のみ)	運転10年以内 (据置5年以内)	★4年目以降の金利 1.6%						
		小・中規模事業者(上記除く) 売上高15%以上減少 (危機関連保証又はセーフティネット保証4号取得)									
		上記に該当しない 売上高5%以上減少 の小・中規模事業者は保証料1/2、金利 1.6%									

※各制度内容については、随時変更・追加されております。ご利用の際は、当所もしくは関係機関および各ホームページ等で改めてご確認ください。

■詳しい内容についてのお問い合わせやご相談は一度お電話でご連絡ください。ご相談に必要な書類等をご準備いただくことで、スムーズな対応が可能となります。 お問い合わせ先／ 米沢商工会議所 中小企業振興部 ☎0238-21-5111